

職員の給与に関する勧告

別紙第1の報告に基づき、職員の給与について、次の事項を実現するため、所要の措置をとることを勧告する。

1 給料表

月例給（行政職）を1.05%引き上げるよう、現行の行政職給料表を別記第1（1）のとおり改定すること。

なお、行政職給料表以外の給料表については、行政職給料表との均衡を基本に、別記第1（2）から（6）、別記第2及び別記第3のとおり改定すること。

2 諸手当

(1) 期末手当及び勤勉手当

ア イ及びウ以外の職員

特別給の年間支給割合を0.10月分引き上げること。

具体的には、6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.225月分（特別管理職員にあつてはそれぞれ1.025月分）とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.025月分（特別管理職員にあつてはそれぞれ1.225月分）とすること。

イ 定年前再任用短時間勤務職員

特別給の年間支給割合を0.05月分引き上げること。

具体的には、6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.6875月分（特別管理職員にあつてはそれぞれ0.5875月分）とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.4875月分（特別管理職員にあつてはそれぞれ0.5875月分）とすること。

ウ 任期付研究員及び特定任期付職員

特別給の年間支給割合を0.10月分引き上げるよう、6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.7月分とすること。

(2) 初任給調整手当

医療職給料表（一）の適用を受ける医師及び歯科医師並びに医療職給料表（一）以外の給料表の適用を受ける医師及び歯科医師で、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職にあるものに対する支給月額を415,600円とすること。

3 改定の実施時期

この改定は、令和5年4月1日から実施すること。